

平成 30 年 3 月 26 日

品質表示者番号登録事業者 各位

JBA:一般社団法人日本寝具寝装品協会
東京都中央区日本橋小舟町 7-2 小舟町 243 ビル 7 F

品質表示者番号規程改訂のご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は品質表示者番号制度の運用にご協力賜りまして御礼申し上げます。

さて、消費者庁ほか所轄機関から家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法等に遵守した業界企業活動を指導されております。

品質表示者番号表記制度の適正運用を進める為に、下記項目の JBA ふとん品質表示規程集品質表示者番号規程を改訂いたします。今後とも、当規程に則した遵守運用をお願いし、不履行事業者はコンプライアンス委員会で問題審議をし、理事会決議にて当規程第 8 条により、登録事業者の抹消 に及びますことをご連絡申し上げます。 敬具

- 表示者番号記載申告認可対象商品以外の雑貨工業品／押入用シリカゲルシートに表示者番号記載があったので、申告認可対象商品限定記載を第 1 条に付記する。
- カタログへの記載があったので、品質表示ラベルにのみ記載を第 5 条 (2) に付記する。
- 製品個別問合せ（生地、詰めものクレーム、新洗濯表示等）の対応上、品番、愛称が品質表示ラベルに無記載が多く、消費者不審となっているので、自社の商品管理番号記載は必須であることを第 5 条 (3) に付記する。
- 他社製造のリフォーム加工品に表示者番号記載があったので、製品品質表示の責任を伴えないリフォーム加工品への表示者番号記載の禁止を第 5 条 (3) に付記する。

◆品質表示者番号規程の改訂 付記箇所（赤字部分）

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本会」という）の会員企業及び会員団体（日本羽毛製品協同組合、日本ふとん製造協同組合）に加盟する組合員が取り扱う **申告認可対象製品**（以下「製品」という）に、品質表示を行う際の表示者として、会員名及び電話番号又は住所で表示することに替え、本会の名称と電話番号又は住所及び本会で管理する品質表示者番号を付することにより、商取引を円滑に行うことを目的とする。

第 5 条 (2) 表示者番号の使用は**原則縫着する品質表示ラベル**に限定すること

第 5 条 (3) 表示者番号を付した製品の品質表示内容の一切の責任を負うこと。

その為、品質表示ラベル内の品番欄には自社管理番号等を記載すること。

リフォーム加工品への品質表示者番号の使用は禁止とする。

以上